

## 11. 表 彰 規 程

制定 平成14年5月 9日 (理事会)

改正 平成15年5月 9日 (理事会)

改正 平成17年5月11日 (理事会)

### (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境衛生施設工業会(以下「本会」という。)定款第3条に規定する事業目的の達成に向けて貢献した者の功労に対する表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰は、会長表彰とする。

### (表彰基準)

第3条 表彰は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、春秋の叙勲受賞者又は環境衛生関係事業の功労による褒賞受賞者若しくは環境大臣表彰又は会長表彰受賞者を除くものとし、(1)及び(3)に該当する者にあつては、当該年の表彰を行う期日の年齢が50歳以上とするものとする。

- (1) 本会の理事、監事、常任参与若しくは企画運営委員会、技術委員会の委員若しくは分科会の分科会長、副分科会長として継続して4年以上若しくは通算して6年以上在任した者又は分科会委員として継続して6年以上若しくは通算して8年以上在任した者であつて、本会の事業の進展に尽力し、特に功績が顕著な者
- (2) 本会の調査研究事業として有益な調査研究、考案を行い、本会の事業の進展に寄与し、特に功績が顕著な者
- (3) 多年にわたり本会の事業に対する協力等により、本会の事業の進展に尽力し、特に功績が顕著な者

### (表彰者の決定)

第4条 会長表彰の被表彰者は、次による表彰審査委員会(以下「委員会」という。)の推薦に基づき、理事会において決定する。

- (1) 委員会は、副会長、専務理事及び常任理事並びに企画運営委員長、技術委員長及び各分科会会長により構成する。
- (2) 委員会の議長は副会長とし、副会長に事故あるときは、専務理事が当たる。
- (3) 委員会は、会長表彰候補者を審査のうえ決定し、理事会に推薦するものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、通常総会において行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、会長が表彰状及び記念品を授与して行う。

2 被表彰者の氏名、功績等は本会の会報に公示する。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成14年5月9日から施行する。

#### 附 則

1. この規程は、平成15年5月9日から施行する。
2. 第3条（表彰基準）第1号に規定する分科会委員の在任期間の起点は、平成13年6月25日（分科会規程一部改正）とする。
3. 第3条（表彰基準）第1号に規定する表彰対象者を表彰審査委員会において会長表彰候補者として審査するに当たり、当該委員の前任者が任期途中のため、年の途中で委員を委嘱された場合の当該委員の在任期間の起点は、委員を委嘱された年度の4月1日までさかのぼることができるものとする。  
この場合において年の途中とは、当該年度の6月30日までとするものとする。
4. 会長表彰実施要領は廃止する。

#### 附 則

1. この規程は、平成17年5月11日から施行する。
2. 第3条第1号の本会の理事、監事、常任参与若しくは企画運営委員会、技術委員会の委員若しくは分科会の分科会長、副分科会長として継続して4年以上在任した者で、50歳以上とすると規定されているが、その在任期間が8年以上の場合は、45歳以上とすることができるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。